

Japan Display Inc.

ジャパンディスプレイグループ 紛争鉱物への対応

サステナビリティ推進部

【コンゴ紛争】

コンゴ民主共和国(以下、コンゴ)東部では、1996年から20年にわたって「紛争」とも「重大な人権侵害」とも言える混乱状態が続いている。1996～1997年の第一次コンゴ紛争においては「ジェノサイド」とも特徴づけられる非人道的行為が行われ(国連報告書、2010年)、2003年に公式に紛争が終結してもなお、コンゴ東部では複数の武装勢力による活動が継続し、累計で約600万人という第二次世界大戦後世界最悪の犠牲者を生んでいる。

出展：Newsweek (http://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/10/post-5937_1.php)

【Responsible Business Alliance(RBA) Code of Conduct Ver7.0(D-7.責任ある鉱物調査)】

2004年HP、IBM、DELL等の電子機器企業によって設立されたグローバルサプライチェーンにおける企業の社会的責任を推進する世界最大の業界団体である。Responsible Business Alliance(RBA)が規定した行動規範(Code of Conduct Ver7.0)の中に、D.倫理-(7)「責任ある鉱物調達」として下記規定がされている。

「参加企業は、自社が製造する製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金の採掘源および管理の連鎖に関し、これらの鉱物が、経済協力開発機構(OECD)紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス、または同等で認められたデューデリジェンスフレームワークに沿った方法で入手されていることを合理的に保証するための方針を採用し、デューデリジェンスを実施しなければならない。」

出典：RBA Code of Conduct Ver7.0

【紛争鉱物調査の目的】

コンゴ民主共和国と周辺9カ国及び紛争地域及び高リスク地域で採掘される鉱物(タンタル、錫、タングステン、金)が、これら地域の武装勢力の資金源となっていないか調査し是正していくことが目的。

【米国法規制】

2010年7月 米国金融規制改革法案(ドッド・フランク法)の紛争鉱物開示条項(第1502条)で
紛争鉱物を資金源とする武装組織の資金源根絶のため
「コンゴ民主共和国(DRC)および隣接諸国(※)を原産とする紛争鉱物」に関し、SECへの報告を義務づけた。
(※) 隣接諸国：コンゴ共和国、アンゴラ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、南スーダン、ルワンダ、
中央アフリカ共和国、ブルンジの9ヶ国)

【米国証券取引委員会(SEC)規則】

2012年8月 SECがドッド・フランク法(第1502条)に従い、実施規則を制定。
＜紛争鉱物とは＞ タンタル、錫、タングステン、金の4鉱物
＜SECへの報告者＞ 米国上場企業で紛争鉱物が自社の製造する製品に含まれる企業
＜報告内容＞ **紛争鉱物が対象地域の武装勢力の資金源になっているかどうか**
＜報告対象期間＞ 暦年単位で1年間の活動を翌年5月末までにSECに報告

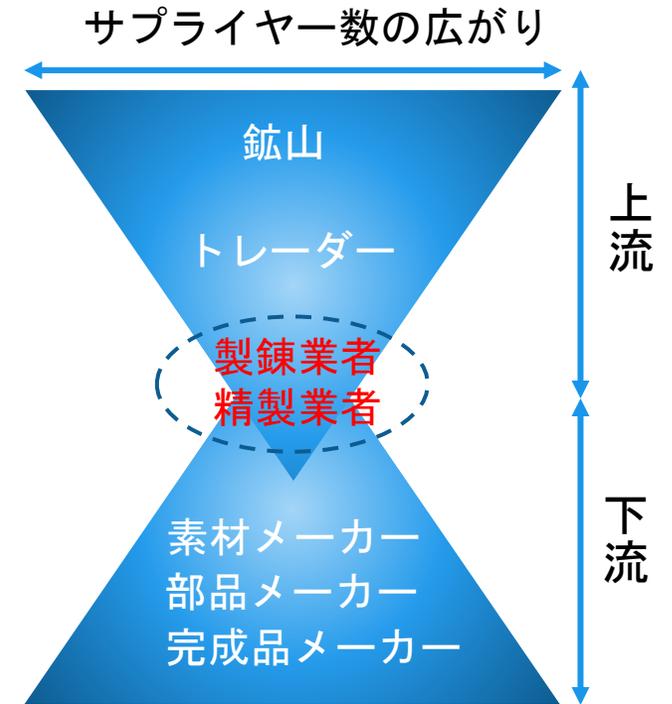
【経済協力開発機構(OECD)デュー・ディリジェンスガイダンス】

- ・ 下流企業はサプライチェーン上の**製錬・精製業者を特定する**。
- ・ 第三者による製錬・精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施する。
- ・ 対象リスクをコンゴ及び周辺国の紛争リスクから、
紛争地域および高リスク地域の児童労働を含む人権侵害全般に拡大する(附属書Ⅱ)。

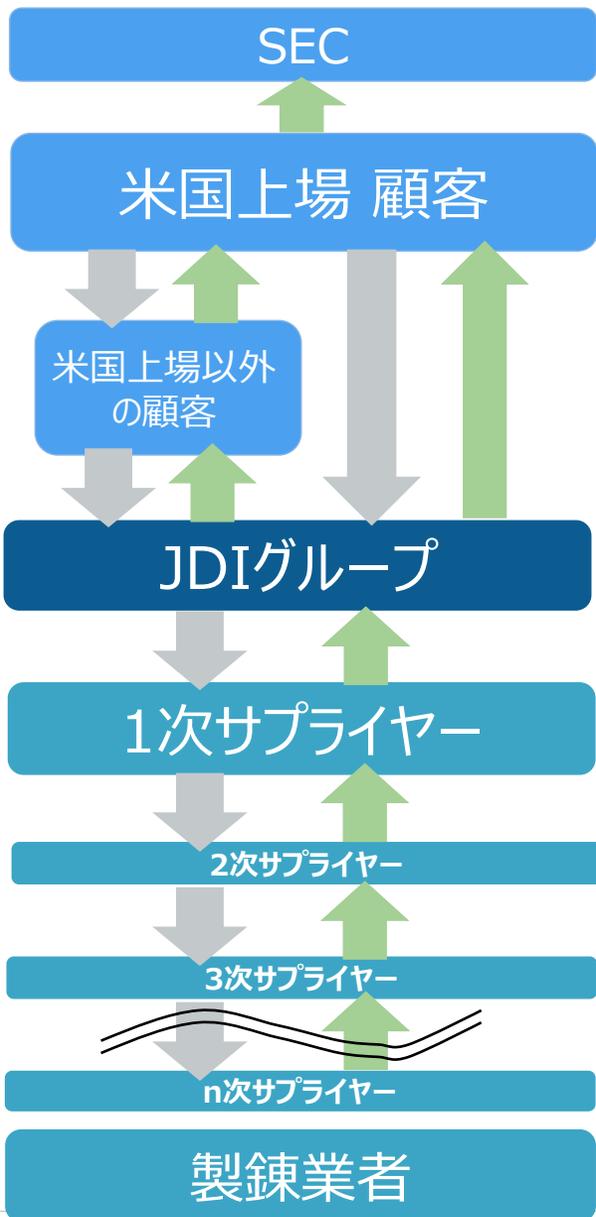
【RMI調査票】

- ・ RMIが製錬・精製業者を特定する調査票(**紛争鉱物報告テンプレート:CMRT**)を提唱、
紛争鉱物調査における**グローバル標準**となっている。

※RMI：Responsible Minerals Initiativeの略(紛争鉱物問題に取り組む組織としてRBAとGeSIが設立)



紛争鉱物調査とSEC報告の流れ



【SECに提出する紛争鉱物レポート】

米国上場企業が、サプライヤーからの報告を基に、自社製品が対象地域の武装勢力の資金源になっていないか調査し、SECに報告する。

【サプライチェーンに沿った紛争鉱物レポート】

調査票(CMRT)を使用し、サプライチェーンを遡って川上から川下サプライヤーに調査を依頼することで製錬業者を特定する。

【紛争鉱物報告テンプレート(CMRT)の主な調査・回答内容】

- ① 製品に対象金属(タングステン、錫、タングステン、金)を意図的に使用しているか。
- ② 製錬業者が対象地域を対象金属の原産地としているか。
- ③ 製錬業者を全て特定しているか。
- ④ 提出情報：製錬業者リスト、調査対象製品リスト

(備考) CMRT : Conflict Minerals Reporting Template の略

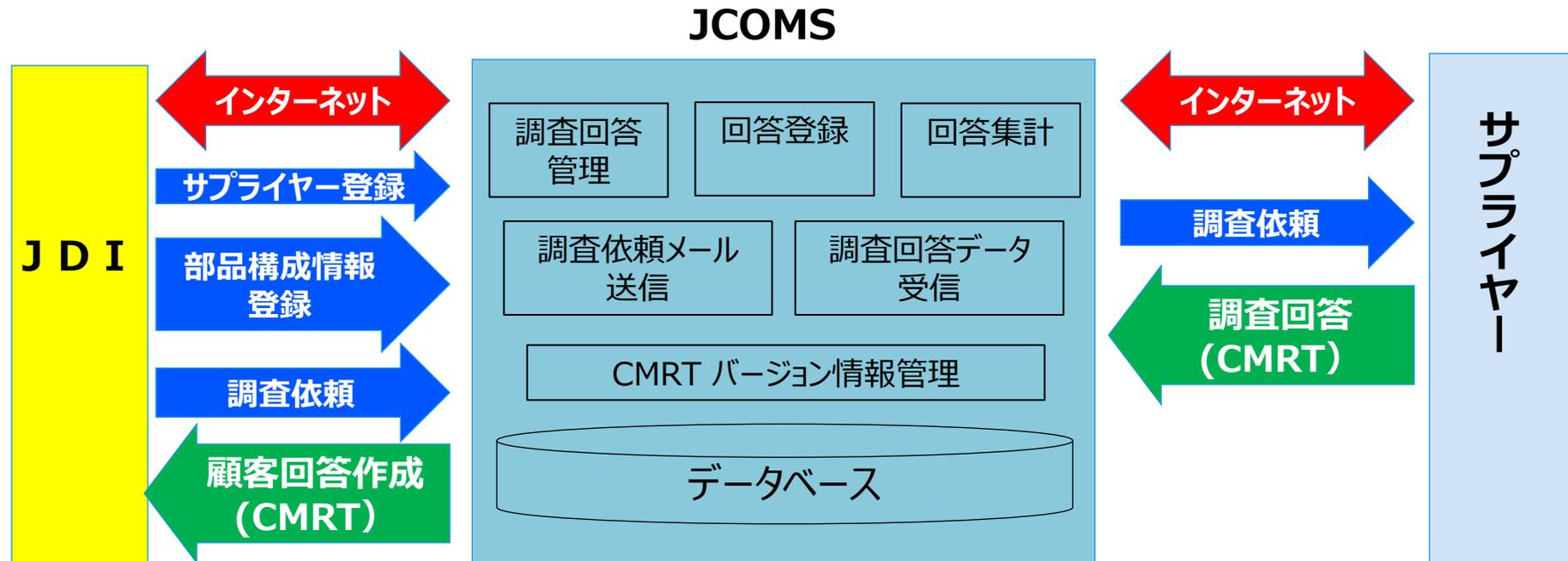
弊社お客様から、米国法規制に基づくSEC報告のための調査要請を受け、サプライチェーンの一員として調査の実施とともに、人道的な観点から紛争鉱物の不使用に向け取り組んでいます。

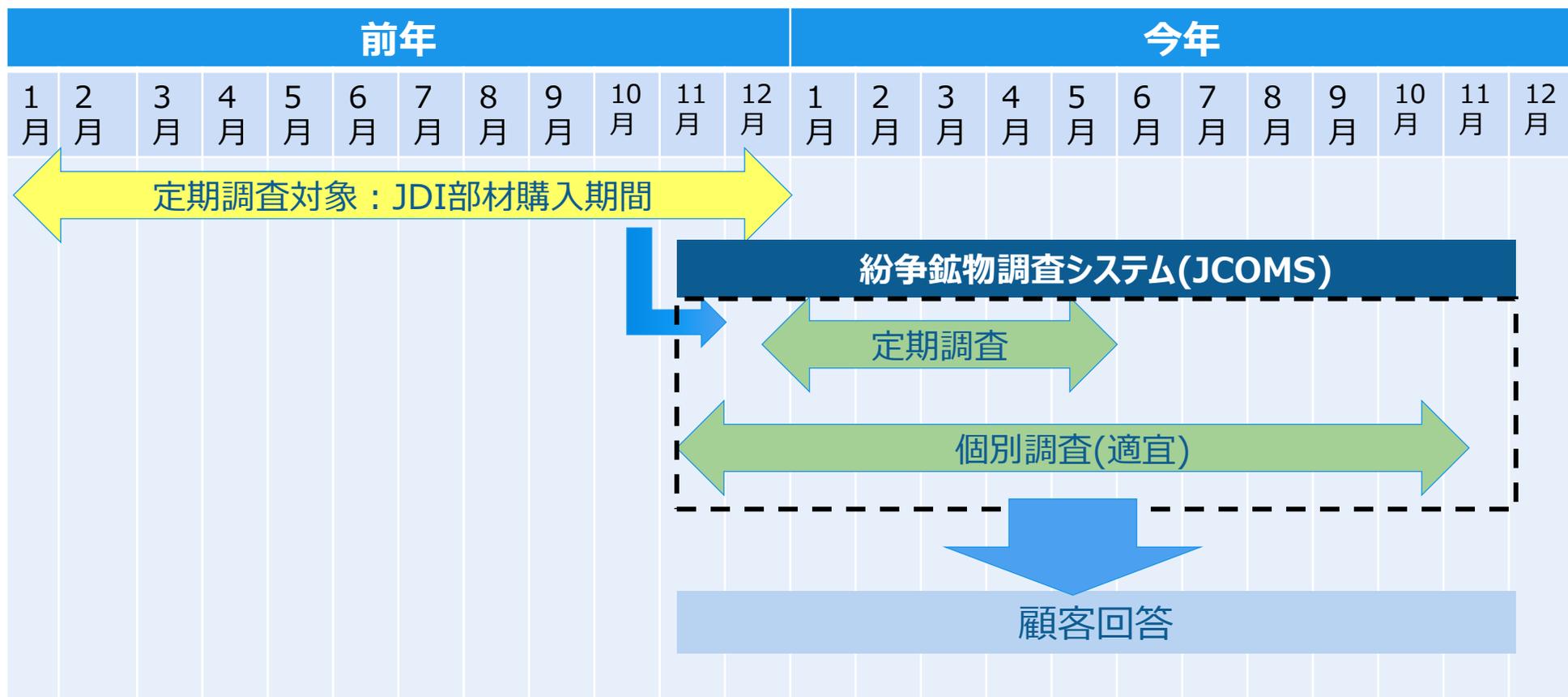
具体的には、OECDガイダンスやJEITAの取り組み等のガイドラインに沿って、RMIが開発したツール(紛争鉱物報告テンプレート)を使用し、紛争鉱物の使用状況や製錬業者/精製業者の特定などの調査を実施します。

また、お取引先様におかれましても調査結果に基づき、紛争鉱物不使用に向けた推進をお願い致します。弊社の紛争鉱物への取り組みにご賛同頂き、調査へのご協力をお願い致します。

JDI紛争鉱物調査システム(JCOMS)

JDIではインターネットを利用した紛争鉱物調査システム(JCOMS)を介して、サプライヤーとの紛争鉱物調査に関する情報の送受信・データ管理を実施します。





定期調査対象：前年に購入した量産部材

個別調査対象：①定期調査以降に新規量産製品に使われている部材
②顧客から調査要求された製品(保守製品など)



Japan Display Inc.

紛争鉱物調査へのご理解・ご対応を
お願いいたします。

本件に関するお問合せ

jdi.csr-conflictminerals.zz@j-display.com

株式会社ジャパンディスプレイ
サステナビリティ推進部



PersonalTech For A Better World